

【新規登録】全国通訳案内士登録申請に必要な書類一覧

(県内在住の方)

	必要書類	備考
1	全国通訳案内士登録申請書(様式あり)	氏名、住所の記載については こちら を参照してください。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに作成してください。
2	健康診断書(様式あり)	最近3か月以内に発行のものであること。 医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による健康診断書(様式2の項目を盛り込むことを原則とする。)であること。
3	合格証書の写し	※合格証書と氏名が異なる場合は、戸籍抄本も必要です。
4	住民票抄本 注)マイナンバーが記載されている住民票は不可	最近6か月以内に発行のものであること。 <u>次のア・イいずれかの書類に代えることができます。</u> ア.運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、写真付き住民基本台帳カード イ.在留カード、特別永住者証明書 ※非居住者の方は、次の書類が必要です。 【申請者本人】パスポート原本 【代理人】「必要書類」の4に掲げるいずれかの書類
5	宣誓書(様式あり)	
6	通訳案内士登録情報検索サービス利用申請書(様式あり) ※電子申請の場合は不要	「通訳案内士登録情報検索サービス」における利用申請書です。このサービスについて、詳しくは 観光庁のウェブサイト をご覧ください。 なお、利用申請書の「その他の案内士資格」をご記入いただいた方は、申請時にその証明書類(登録証等)をご持参ください。
7	写真(2枚) ※郵送提出 ※複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	最近6か月以内に撮影されたものであること。 無帽、正面、上三分身、無背景 大きさ縦3.0cm、横2.4cm カラー、モノクロどちらでも可 裏面に氏名を記載してください。
8	切手 ※郵送提出	460円分
	手数料(5,100円)	申請時に「e-kanagawa 電子申請」で電子納付してください。 窓口申請の場合は、次の方法で納付してください。 【令和7年3月31日まで】 収入証紙またはキャッシュレス決済 【令和7年4月1日から(予定)】 キャッシュレス決済または納付書

(非居住者の方)

必要書類に加えて、次の書類の提出が必要となります。

なお、代理人が同行のうえ、窓口での申請が必要です。電子申請は受け付けられないためご注意ください。

9	代理権限授権書(様式あり)	
10	契約書(様式あり)	